

田辺市斎場火葬炉整備業者選定プロポーザル
実施要領

平成 30 年 1 月

田辺市

目 次

1	工事の目的	1
2	工事概要	1
3	プロポーザル方式により請負候補者を選定する理由及びプロポーザル方式の方法	1
4	参加資格要件	1
5	選定の日程及び手続き	2
6	評価方法及び評価基準	3
7	質問及び回答	3
8	技術提案書等の提出	4
9	ヒアリングの実施	6
10	審査結果の通知及び公表について	6
11	失格基準	6
12	プロポーザルの辞退	6
13	契約手続き等	6
14	その他留意事項	7
15	附属資料	7

1 工場の目的

田辺市（以下「本市」という。）が設置する田辺市斎場は、昭和 44 年に建設、平成 4 年に火葬炉の改築を行い、現在に至っており、施設や設備の性能劣化、火葬件数の増大により、日常運転に支障をきたしている状況に加えて、今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模災害に対応すべく、平成 28 年度に「田辺市斎場基本計画」を策定した。

ここでは、基本計画に基づく能力を有した火葬炉整備工事（以下「本工事」という。）を行うものであり、高い安全性や環境性能を備えた設備を導入するものとしている。

2 工事概要

- (1) 工事名称 田辺市斎場火葬炉整備工事
- (2) 工事場所 和歌山県田辺市上の山一丁目 11 番 25 号
- (3) 履行期限 設計協力期間：覚書締結から平成 30 年 9 月まで
(予定) 工事期間：平成 30 年 10 月から平成 32 年 3 月まで
- (4) 発注者及び事業担当課
 - ① 発注者 田辺市
 - ② 担当課 田辺市市民環境部 環境課
- (5) 工事内容 別冊「田辺市斎場火葬炉整備工事 発注仕様書」によるものとする。
- (6) 事業費 提案額の上限は 205,200 千円（消費税及び地方消費税含む）とする。
- (7) 事務局 田辺市市民環境部 環境課 環境対策係
住所：〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地
電話：0739-26-9927（直通）
FAX：0739-26-7255（直通）
E-Mail：kankyo@city.tanabe.lg.jp

3 プロポーザル方式により請負候補者を選定する理由及びプロポーザル方式の方法

火葬炉整備には構造に関する標準的な基準や工法が定まっていない特殊な工事となることから、候補者の選定にあたっては、工場の目的を達成するために必要な技術力、専門性及び業務実績等を有し、優れた提案を行う事業者を選定することが可能な指名型プロポーザル方式により行う。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出時から工事請負契約日までの期間、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、期間中に参加資格を失った場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 田辺市が発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 建設業法に基づく機械器具設置工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 過去 10 年間（指名通知日を基準日とする）において、元請として新築又は改築した火葬炉（人体炉）を備える火葬場において、自ら製造し、設置完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉の改修工事は除く。
- (6) 配置技術者は、建設業法第 26 条に規定する機械器具設置工事に係る監理技術者を専任で配置できること。（ただし、契約までの間は、建設業法第 26 条第 3 項は除く。）また、配置技術者

は技術提案書提出日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

5 選定の日程及び手続き

- (1) 選定の日程（各実施日については、都合により変更する場合がある。）

- ① 指名通知 平成30年1月29日（月）
- ② 質問書の締切 平成30年2月5日（月）
- ③ 質問書に対する回答 平成30年2月12日（月）
- ④ 参加表明書受付締切 平成30年2月14日（水）
- ⑤ 参加資格確認結果通知 平成30年2月16日（金）
- ⑥ 技術提案書等の提出締切 平成30年3月2日（金）
- ⑦ ヒアリング（プレゼンテーション） 平成30年3月20日（火）
- ⑧ 審査結果通知 平成30年3月下旬
- ⑨ 仮契約・覚書締結 平成30年3月下旬

- (2) 参加申込方法

- ① 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企業の概要が確認できる書類（様式2及びパンフレット等）

ウ 施工実績（様式3）

エ （様式3）「4 納入先」に記載の施工実績が確認できる書類の写し（契約書、工事内容の確認できる書類（仕様書等）及び竣工したことを確認できる書類（コリンズ竣工登録等）

オ 機械器具設置工事の建設業許可証の写し

カ 機械器具設置工事に係る監理技術者の資格者証の写し

キ 配置技術者の雇用関係を示す書類（健康保険証（社会保険に限る）、雇用保険の加入を証する書類、源泉徴収簿などのうちいずれか）

ク その他、参加資格要件を満たすことを示す書類

- ② 提出部数 各1部

- ③ 提出方法 持参または郵送（書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか）

- ④ 提出場所 〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
田辺市市民環境部 環境課 環境対策係

- ⑤ 提出期間 平成30年1月29日（月）から2月14日（水）までの9時から17時まで。
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く。（郵送の場合は、期間内必着）

- (3) 参加資格の確認及び結果の通知について

参加資格の確認結果については、参加表明者全員に通知する。なお、通知は平成30年2月16日（金）に発送する予定である。

6 評価方法及び評価基準

提案された技術提案書等の内容及びヒアリング（プレゼンテーション）により、評価委員会が以下の評価項目を総合的に審査・評価し、本工事に最も適した提案を行ったと認められる者を請負候補者（最優秀者）とし、次点者を請負候補者が辞退した場合等の予備候補者として選定する。

ただし、合計点数が同一の参加者が複数いた場合には、評価項目の「維持管理費」及び「工事費」の評価点の合計が高い参加者を請負候補者として選定するものとし、それでもなお、当該点数の合計が同一の参加者が複数いる場合は「計画提案書」の評価点が高いものを請負候補者として選定する。

評価項目			
技術評価	提案者の実績	提案者の実施体制	
		提案者の実績	
	技術提案の内容	計画提案書	ア 火葬に関するコンセプト
			イ 火葬炉設備の型式・特徴
			ウ 火葬炉設備の安全対策
			エ 公害防止への対策
			オ アフターサービス・緊急時の考え方と体制
			カ その他設備等について
			キ 整備及び運営コスト削減対策
			ク 火葬炉設備等に関する自由提案
	その他提出書類について		
	提案者の事業に対する意欲		
価格評価	工事にかかるコスト		
	維持管理にかかるコスト		

7 質問及び回答

(1) 質問

- ① 提出書類 プロポーザルに関する質問書（様式4）
- ② 質問方法 電子メールで事務局あてに送付すること
E-mail : kankyo@city.tanabe.lg.jp
※メール送付後、事務局(0739-26-9927)へ電話し到着確認をすること。
※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問については受け付けない
- ② 提出期間 平成30年1月29日（月）午前9時から2月5日（月）17時まで

(2) 質問への回答

- ① 回答方法 市ホームページに掲載する
- ② 回答日 平成30年2月12日（月）

8 技術提案書等の提出

- (1) 提出期間 平成30年2月19日（月）から3月2日（金）までの9時から17時まで。
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く。（郵送の場合は、期間内必着）
- (2) 提出部数 正本：1部（表紙に所在地、商号又は名称、代表者名を記入し押印すること）
副本：15部（全ページ会社名を記載しないこと）
電子媒体一式（CD-ROM）：1枚
※各様式に添付する書類の電子データの記録は不要とする。
- (3) 提出方法 持参または郵送（書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか）
- (4) 提出場所 〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
田辺市市民環境部 環境課 環境対策係

(5) 技術提案書作成要領

① 基本事項

- ア A4版に製本した下記の提案設計図書を提出することとし、図面等は内容に適した縮尺とするが、A3版に統一するものとする。
- イ 指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。
- ウ 提出書類は様式順に並べ、その後に各様式の記載内容が確認できる書類を並べて留めること。
- エ 提出書類が本要領及び要求水準書等に示された条件に適合しない場合、無効とすることがある。

② 提案設計図書（任意様式）

ア 設備概要の説明

- 燃焼システムの考え方
- 各設備概要説明書

主燃焼炉：構造及び設備性能、燃料消費量、火葬時間等

再燃焼炉：構造及び設備性能、燃料消費量、火葬時間、排ガス処理、滞留時間等

燃焼装置：各バーナーの構造とその炎の形状、操作の容易性等

排気系統：排ガス冷却設備の構造及びシステム等

除じん設備の構造、保守点検の容易性等

排気設備の容量と耐久性等

排気筒の構造（騒音対策、降雨、降雪、大気拡散の配慮）等

炉内台車：無臭化対策、修繕の容易性等

台車運搬車及び柩運搬車：構造及び美観性、会葬者などへの配慮、運搬に係る人員、
会葬者に対する安全性等

その他：運転プロセスフローチャート（火葬一行程と必要に応じてその前後）

イ 設計基本数値

- 燃焼計算・熱収支
- 物質収支
- 用役収支（電力、燃料）
- 火葬炉収支図
- 火床寸法・面積
- 主燃焼室容積

- 再燃焼室容積（容積計算書）
- 炉内熱負荷（主燃焼炉、再燃焼炉）
- 各設備の能力計算 等
- ウ 火葬炉の運転等に係る説明書
 - 火葬作業の自動化及び操作性
 - 炉内温度制御、炉内圧制御、排ガス温度制御等について
- エ 運営管理条件
 - 主要機器の耐用年数
 - 定期点検要領書
- オ 労働安全衛生対策
- カ 建築設計への協力体制
- キ メンテナンス時の必要なスペース及びその方法
- ③ 設計仕様書（任意様式）
 - 各工事項目、設備毎に形式、容量、数量、構造、材質、付帯設備、操作条件等
- ④ 図面等（任意様式）
 - ア 各階火葬炉設備・機器配置図
 - イ 火葬炉設備立面図、断面図
 - ウ 築炉構造図
 - エ 排気筒組立図、断面図
 - オ 主要設備・機器図
 - カ 部分詳細図
 - キ 炉内台車
 - ク バーナー（主燃焼、再燃焼）
 - ケ 排ガス処理設備、排気設備
 - コ 残骨・飛灰処理設備
 - サ 柩運搬車、台車運搬車
 - シ その他（設備の説明に不可欠な図面等）
 - ス フローシート（火葬炉設備及び火葬設備計装）
- ⑤ 電気計装に関する図書（任意様式）
 - ア 電気負荷設備容量一覧表
 - イ 運転時の電気負荷計算書
 - ウ 計装制御一覧表
 - エ 電気設備・計装設備機器リスト（種類、仕様、全数量、使用箇所を明示すること）
 - オ 情報通信系統図（凡例を記載すること：記号、名称を明示すること）
 - カ 全体制御システム図（凡例を記載すること：記号、名称を明示すること）
 - キ 案内表示システムについて
- ⑥ 工事工程表（任意様式）
- ⑦ 保守・点検並びに予備品・消耗品に関する図書（任意様式）
- ⑧ 計画提案書
 - ア 火葬に関するコンセプト（様式5-1）
 - イ 火葬炉設備の型式・特徴（様式5-2）
 - ウ 火葬炉設備の安全対策（様式5-3）

- エ 公害防止への対策（様式５－４）
- オ アフターサービス・緊急時の考え方と体制（様式５－５）
- カ その他設備等について（様式５－６）
- キ 整備及び運営コスト縮減対策（様式５－７）
- ク 火葬炉設備等に関する自由提案（様式５－８）

- ⑨ 項目別工事見積書（様式６）
- ⑩ 年間維持管理費概算書（様式７）

※提案設備を維持管理するにあたり、予期せぬ故障や事故等の復旧に係る費用を除き、一般的なメンテナンスを行った場合に必要と考えられる費用について全て盛り込むこと。

9 ヒアリングの実施

技術提案書の提出を行ったプロポーザル参加者に対して、技術提案書の内容に基づく記載内容の確認及び説明の場として行政職員で構成する選定委員会によるヒアリングを実施する。

ヒアリングの詳細については、参加者に対して後日通知することとし、実施方法については次のとおりとする。

- (1) 説明は提出された技術提案書を基本とする。
- (2) 追加資料の配布、模型等の持込みは禁止とする。
- (3) 説明のためにプロジェクター、スクリーン、パソコンを使用することを可とする。その場合、パソコンは参加者の持ち込みとし、その他の機材は市が用意する。

10 審査結果の通知及び公表について

技術提案書等の提出者には、結果に関わらず結果通知書を送付する。

また、結果は市ホームページにて公表し、公表する項目は、請負候補者名、予備候補者名及び採点結果とする。

11 失格基準

- (1) 参加申込書または提案書類について、提出期限などの示された条件に適合せずに提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) ヒアリング開始時間までに会場に来なかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合
- (5) その他本要領等に違反した場合

12 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を技術提案書等の提出締切日までに、辞退理由を記した参加辞退届（任意様式）を提出すること。

13 契約手続き等

- (1) 本プロポーザルにより請負候補者に選定された者との工事請負契約は、火葬炉設備工事に関する工事を対象とし、提出された技術提案書などを基に工事内容の詳細について協議の上、契約を締結する。

- (2) 本件の契約については、議会の議決を要するため、工事請負予定者として選定後、仮契約を締結し、本市の議会の議決を経て本契約となる。
- (3) 本件は債務負担行為に係る契約となるため、各会計年度における請負代金の支払限度額・前払限度額を設定する。
- (4) 請負候補者は工事請負契約締結まで本工事の工事請負予定者として選定されたことを確認する覚書を締結し、新斎場建築設計に協力することとする。設計協力は、技術提案書などに記載された内容を反映しつつ、市及び「田辺市斎場建築基本・実施設計業務」の受託者と協議しながら行うものとする。
- (5) 工事内容の協議及び建築設計協力の協議の結果、契約仕様書に技術提案書等より機能増がなければ工事請負契約を行う際の見積額は、技術提案時に提出された項目別工事見積書の金額を原則下回らなければならない。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者負担とする。
- (2) 参加者が1社であっても評価を行い、請負候補者として適当でないと審査された場合には選定しないこととする。
- (3) 技術提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市が受託候補者の選定に必要と認める場合は無償で使用することができるものとする。
- (4) プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、選考の結果の如何を問わず、プロポーザル終了後も返却しない。また、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、田辺市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (6) 今回提出した提案事項について、年間維持管理費概算書等に記載する金額は、内定時における保証事項とするので金額等の提案については十分検討の上、行うこと。

15 付属資料

別冊 提出書類様式集

別冊 田辺市斎場火葬炉整備工事 発注仕様書

別冊 田辺市新斎場平面図、断面図

※現時点での案であるので、平面図・断面図は変更になる場合がある。